害者(または特別障害者)控 歳以上の高齢者のかたで、噫 除対象者認定書を交付され

1」以上に認定された六十五

対する減免等

■対象

要介護認定を受けているかた

■要件

本人の前年中の所得が百二

個人市・

■申請

確定申告書または市申告書・

障害者控除対象者認定書を、

■申請

認定書を交付されていること

たは特別障害者)控除対象者

十五万円以下で、障害者(ま

課税課市民税担当 ☎382016 高年福祉課 **数** 38 2 0 4 4

【所得控除】

【減免】

■概要 介護保険で「要介護1」以上

県民税

されません。 お、平成二十年度以後は減免 十九年度)を減免します。な

を提出していること ②納期限までに減免申請書

■対象

所得が百二十五万円以下で、 課税課市民税担当へ減免申 請書を提出(郵送可) 要件

【非課税】 ■ 概要

■申請

■対象

■要件 二十五万円を超え、百五十八 ①昭和十五年一月二日以前 六十五歳以上のかた 万円以下のかた に生まれ、前年中の所得が百

③個人市県民税が納付済で

老人保健法老人医療受給者

なおかつ介護保険で「要介護

■概要 所得割額の十五分の二(平成

医療費関係

申請

保険医療助成課医療助成担

当へ減免申請書および事由

に該当することを明らかに

保険医療助成課医療助成担当 **な** 3 2 0 3 7

■概要 災害等の特別な事情により または免除します。 医療費の一部負担金を減額

【医療費一部負担金の助成】

■概要

高齢者世帯員の収入金額の

場合、申請により自己負担区

合算額が一定額未満である

分および自己負担限度額を

一般の区分に引き下げます。

【自己負担限度額の引き下げ】

できる書類を提出

人金額の確認できる書類の

災害等により、または福祉医 であると認定された場合 金の支払いが一時的に困 情により、医療費の一部負担 療受給者が失業等特別な事 または老人福祉医療受給者 ■対象

含む。以下同じ)の中に、市民

■対象

六十五歳以上七十歳未満の

かたで市区町村民税が非課

人保健法老人医療受給者を

五万円以上のかたがおられ 税の課税所得金額が百四十 のうち同一世帯の高齢者世 老人保健法老人医療受給者

帯員(七十歳以上のかた・老

■ 要 件 六百二十一万円未満の場合 高齢者世帯員の収入金額の 八十三万円以上四百八十四 合算額が五百二十万円以上 万円未満の場合) (高齢単身世帯の場合は三百

印鑑持参のうえ、保険医療助 成課医療助成担当へ老人保 ■申請

■申請

■対象 に認定された六十五歳以上 として三十万円)を控除します 象者認定書を交付された場 万円(または特別障害者控除 合、障害者控除として二十六 (または特別障害者)控除対 高齢者のかたで、障害者

障害者(または特別障害者) 要介護認定を受けているかた 控除対象者認定書を交付さ

確定申告書または市申告書・ 認定については高年福祉課 税控除については課税課市 民税担当、障害者控除対象者 障害者控除対象者認定書をご

認定については高年福祉課 民税担当、障害者控除対象者 税控除については課税課市

■申請

保険医療助成課保険担当 万円未満)であるかた

■要件 ■対象 ■概要 れます。

健法老人医療受給者証、健康 年分)の確定申告の写し等収 保険証、平成十九年度(十八

【老人福祉医療の適用】

■概要 同一世帯の六十五歳以上の の場合、申請により老人福祉 金額の合算額が一定額未満 六十五歳以上のかたの収入 金額が一定額以上のかたが 医療対象者となります。 おられる場合で、同一世帯の かたの中に市民税課税所得

■要件 同一世帯の六十五歳以上の 世帯の六十五歳以上のかた 税のかた かたがおられる場合で、同一 金額が百四十五万円以上の かたの中に市民税課税所得

印鑑持参のうえ、保険医療助 成課医療助成担当へ健康保 一十万円未満の場合

の収入金額の合算額が五百

保険医療助成課保険担当

三割負担のかたでも世帯員

七十歳以上七十五歳未満の

■概要

七十歳以上の被保険者また で五百二十万円未満(一人世 は老人保健適用者(国保加入 帯である場合は三百八十三 者に限る)の年収が世帯合計

■対象

【限度額適用·標準負担額減額認定】

■ 概要 医療費、入院時食事料の一部 負担金を減額します。

■要件 ■対象 老人保健法老人医療受給者 老人保健法老人医療受給者 市区町村民税非課税世帯に

■申請 印鑑持参のうえ、保険医療助 成課医療助成担当へ減免申 請書を提出(郵送可)

証、平成十九年度(十八年

金額の確認できる書類の写 分)の確定申告の写し等収入

■ 対 象 1

■要件 ① 要 の財産に著しい損害を受 火・風水害・火災等で住宅 介護者等生計維持者が、

や不漁等で著しく減少し 重大な障害や長期入院で 冷害等による農作物の不 一計維持者の収入が、干ば |廃止や著しい損失、失業 が著しく減少したとき 一計維持者が死亡し、心身 著しく減少したとき 計維持者の収入が、事業

サイドタウンを望む

■申請 印鑑持参のうえ、高年福祉課 り災証明書、収入がわかる書 護保険担当へ減免申請書•

たとき

国民健康保険基準収入額:

収入額が一定額未満の場

合、一割負担へ引き下げら

保険料段階が第四~七段階

【介護保険料の減免】 高年福祉課介護保険担当 失業などにより、本人やご家 度に見込まれる保険料段階 の金額に減額(申請のあった 族の所得が前年に比べて大 介護保険関係 用申請書を提出(郵送可) 減少の度合いに応じて、来年 幅に減少するかたは所得の **数** 2 0 4 6 ■要件

① 生

計中心者の失業・死亡等

かた

の特別な事情により収入が

月から年度末まで適用)しま ■申請

> 間 見 減

が所得が、前年に比べて半

必まれるかた②今年一年

、保険料段階が下がると

分以下に減るかた

印鑑持参のうえ、高年福祉課 介護保険担当へ減免申請書・ ス利用者負担の減免】 を提出 へがわかる書類(離職票

【介護サービ

■概要 災害等の特別な理由により、 受けたかたは利用者負担を 在宅サービス、福祉用具の購 割以下に減免します。 担することが一時的に困 4要介護・要支援の認定を 住宅改修の費用の一割を

④いずれかの要件に該

で次の①②全てに該当する